

## 委託契約書

支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原 成元（以下「甲」という。）は、株式会社博報堂、代表取締役社長 戸田 裕一（以下「乙」という。）と平成27年度低炭素社会づくり推進事業委託業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

## （契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき委託業務を行うものとする。

## （委託費の金額）

第2条 甲は、乙に金7千6,452,000円（うち消費税及び地方消費税の額57,514,963円）を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

## （契約期間及び納入場所）

第3条 契約期間及び納入場所は次のとおりとする。

契約期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日  
納入場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

## （契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

## （再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

## （監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

## （報告書の提出）

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領（平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。）による委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、第3条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、第3条に定める履行期限の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

## （検査）

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

→6月12日(1)  
→3月31日



## 変更委託契約書

委託者甲 支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 梶原 成元と受託者乙 株式会社博報堂 代表取締役社長 戸田 裕一において、平成27年4月9日付け委託契約を締結した「平成27年度低炭素社会づくり推進事業委託業務」（以下、「原契約」という。）について、次のとおりその一部を変更する。

- 1 原契約書第1条の「仕様書」を「変更仕様書」に改め、別添のとおりとする。
- 2 原契約書第2条第1項中「金776,452,000円（うち消費税及び地方消費税の額57,514,963円）」を金862,852,000円（うち消費税及び地方消費税の額63,914,963円）」とする。

この契約の証として、本変更委託契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保持するものとする。ただし、その他の条項は原契約条項のとおりとする。

平成27年6月12日

甲 住 所 東京都千代田区霞が関1-4-2

氏 名 支出負担行為担当官

環境省地球環境局長 梶原 成元



乙 住 所 東京都港区

氏 名 株式会社

代表取締役社長 戸田 裕一

